



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
824号 2020年9月22日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 Tel・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

新型コロナウイルス感染症対策

6月市議会決議の実施を

9月定例会一般質問 ①-B

杉森議員は6月8日、牛久市議会6月定例会で、新型コロナウイルス感染症対策について、①市の独自施策、②子育て支援施策、③若者支援施策、④雇用支援としての市職員の緊急臨時募集、の面から一般質問しました。

市の単独予算は0.3%

【杉森議員の質問】 答弁から分かることは、コロナ関連の市の独自施策で、**市民と事業者への直接的支援策は大変少ない**こと。しかも、財源に占める市の単独予算はわずか89万円、全体の1%にも満たない0.3%です。つまり、**市の単独予算は使わないに等しい**状況です。

緊急事態への対応が必要

現在のコロナ禍による緊急事態において、それでよいのでしょうか。もちろん、私はいたずらに市の単独予算を使えば良いなどと主張するつもりはありません。市長も指摘したと思いますが、**国や県の支援の手が届かないところへ、あるいは支援が不十分なところへ、市の支援の手を差し伸べる事が必要ではないかと考えているにすぎません。**その意味で、私は、6月定例会で市議会が決議した「新型コロナウイルス感染に係る市民の生活防衛を支援するために市の独自施策を求める決議」の3項目、**①若者支援としての給付金、②全児童生徒を対象にした給食費一部無償化、③雇用支援としての職員の緊急臨時募集、**の早期実施を求めるものですが、市はこれまでの施策で充分と考えているのでしょうか。

牛久市のコロナ独自施策

	世帯や個人向け	事業者向け
事業数	8事業	10事業
事業総額	1億4,367万円	1億3,617万円
国等の交付金	99.7%	
市の単独予算	0.3%	

独自事業を最終調整

【市長の答弁】 新型コロナウイルス感染症対策の市独自事業は先に答弁した通りですが、第2次分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、交付限度額すべてを活用した支援を考えております。

今回補正予算に計上した事業以外にも、市の**独自事業として実施するものについては、現在最終調整段階**に入っており、**後程補正予算を計上する予定**です。

これまでの対策を総括すると、今後は外出自粛、時短営業などによる、市民や事業者への影響など、すでに生じている状況に対する支援策のほか、新しい生活様式に対応するための施策の検討が必要と考えており、**これまでの事業で充分と考えているわけではございません。**

PCR検査についても、現在牛久市医師会が早期の実施に向けて、茨城県と調整を行っており、今後国が全国民分を用意するという**ワクチン接種**についても、早急な対応ができるよう準備してまいります。

コロナ対策は今年度で終結するというものではありません。感染症に負けない、強靱な牛久市をつくるために、これまでのコロナ対策を精査・検証した上で、来年度の対策事業・予算編成に取り組んでまいります。

コンビニの24時間強制は違法

公取委が見解

公正取引委員会は2日、コンビニエンスストア本部が加盟店に24時間営業を強制することは独占禁止法違反にあたるとの見解を示した。人手不足が深刻化し、労働環境が悪化したことを踏まえ、持続可能な事業モデルへの転換を促した。近隣への出店を巡る加盟店との約束の順守も求めるなど、本部の優越的地位の乱用を幅広くけん制する姿勢を打ち出した。



コンビニのフランチャイズシステムでは、本部は加盟店の資本や人材を使って事業を広げ、加盟店も本部のブランド力やノウハウを得られる利点がある。対等な事業者どうしの契約のはずだが、立場の強い本部が加盟店に圧力をかけたり、一方的に約束を破ったりする構図に陥りやすい。

オーナーや従業員の長時間労働

コンビニのオーナーや従業員の長時間労働が社会問題となったため、2019年10月からフランチャイズチェーン（FC）本部8社と加盟店約1万2000店を調査していた。2日には調査結果と問題となる行為を報告書にまとめ、8社に対して取引状況の点検と自主改善を要請。11月末までの報告を求めた。

優越的地位の乱用

24時間営業については、時短営業を求める加盟店との協議を本部側が一方的に拒めば、独占禁止法の禁じる「優越的地位の乱用」にあたる恐れがあると指摘した。

加盟店の66.8%が時短希望

調査では加盟店の66.8%が「時短営業に切り替えたい」「一度実験してみたい」と答えた。本部が時短の交渉を拒絶しているとの回答は8.7%あった。

近隣不出店約束の反故も違法

加盟店の近隣には出店しないという約束を本部が一方的に破る行為についても、公取委は違反にあたる可能性があるとの見解を示した。

加盟店への調査では、近隣の店舗数が「多いと感じる」との回答が67.2%にのぼった。「500メートル以内に出店しないと口頭で説明されたが、300メートルの場所に出店された」などの訴えも寄せられた。

09年に値引き販売問題も

09年にはセブンイレブン・ジャパンが加盟店に対し、売れ残り商品の値引き販売を不当に制限したとして、公取委は独禁法違反（優越的地位の乱用）で排除措置命令を出した。

02年に定めたフランチャイズ分野の独禁法の運用指針では、値引き販売の制限や仕入れの強制は優越的地位の乱用にあたる恐れがあるとの解釈を示している。

それでも、問題となる慣習は残っている。今回の調査では、加盟店の12%が直近3年間に値引き販売を制限されたと答えた。必要以上の数量を仕入れるよう強要されたとの回答も47.5%にのぼった。

仕入れの強制も

弁当などが売れ残った場合の廃棄コストは加盟店が全額負担する。値引き制限や仕入れ強制で売れ残りが増えれば、加盟店の利益は減る。

公取委は報告書で値引き販売について「柔軟な価格変更をしたいという事業活動を制限しないようにする必要がある」と改めて注意を促した。仕入れの強制についても「多くのオーナーから強い懸念が示され、事実関係によっては独禁法上の問題が生じうる」と強調した。

公取委の菅久修一事務総長は2日に記者会見し「本部自ら現状を点検し、取引環境が改善に向かうことを強く期待する。もし違反行為に接した場合は厳正に対処したい」と述べた。

(日経新聞 9/2 15:00)